

本校での教育実習を希望する卒業生のみなさん

玉川高校教務課

1. 教育実習受入れについての基準

以下の6点について、確認してください。

- ①原則として、本校の卒業生であること
- ②将来、教職に就く意志を有すること
- ③教育実習の意義、目的を明確に理解していること
- ④教育実習を受け入れる際に、該当教科の指導計画に支障をきたさないこと
※令和6年度については、音楽・書道・養護の実習は受入れできません。
- ⑤教育実習の希望期間が5月頃～6月頃あるいは9月頃～10月頃であること
※普通教科：5月頃～6月頃、実習教科：9月頃～10月頃
- ⑥普通教科は2週間、実習教科は3週間を基本とし、普通教科で3週間を希望する場合は教科会議、職員会議で審議するものとする。

2. 教育実習受入れについての申込手続き

※滋賀県教育委員会が別に定める『滋賀県立学校教育実習申込み要項』に基づく

- ①前年度の4月～6月頃に教務課教育実習担当まで電話での依頼をしてください。

氏名・学校名・連絡先・実習希望教科・希望期間・卒業年度・3年次担任等の聴き取りをします。

- ②教科会議・職員会議で審議し受入れ可能となった場合は、正式な手続きの説明を行います。なお、最初の手続きとして「教育実習願（様式1）」の提出が必要です。

※様式1について

- ・本校HPからダウンロードして事前に作成したものを持参する。
- ・来校時に教育実習担当から受け取り、後日持参（郵送可）する。
- ・大学指定の様式でもかまいません。
- ・提出締め切りは、9月末です。

- ③10月末までに「内諾書（様式2）」を本校から大学へ郵送します。
- ④3月末までに「依頼書（様式3）」を大学から本校へ郵送していただきます。
- ⑤4月末までに「承諾書（様式4）」を本校から大学へ郵送します。
- ⑥実習2～3週間前頃に、本校で事前打ち合わせを行います。

【問い合わせ先】

滋賀県立玉川高等学校 教務課 教育実習担当

TEL：077-565-1581（学校代表番号）